平成２８年（フ）第３号
岐阜県安八郡輪之内町中郷295番地の２　レジデンスヤワタヤ202号室
債務者　髙木　英樹
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
茨城県つくば市花畑１丁目14番地５、前住所東京都足立区西竹の塚２丁目13番４－807号
債務者　厚見　寛子
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
山口県周南市瀬戸見町10番３－305号、前住所山口県岩国市立石町４丁目１番14号
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成28年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１６３号
埼玉県加須市麦倉1844番地２
債務者　村路　靖則
1　決定年月日時　平成28年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４号
埼玉県春日部市西金野井276番地２、旧住所埼玉県加須市南篠崎２丁目２番地13
債務者　大場　貞義
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
埼玉県春日部市粕壁東６丁目16番５号　ヴィラ・カスガ203
債務者　伊川　　誠
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２０６号
北九州市小倉北区中井５丁目11番４号
破産者　株式会社山善
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３７号
沖縄県宜野湾市伊佐４丁目６番10号
破産者　有限会社池田産業
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１５４２号
愛知県長久手市作田１丁目1212番地
破産者　ワールドインペックス株式会社
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４９８号
大阪府松原市別所４丁目11番12号
破産者　津村化工株式会社
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７９２号
神戸市西区伊川谷町潤和1110番地
破産者　テンペスタ株式会社
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４３号
北九州市小倉南区沼南町２丁目12番３号
破産者　株式会社興商
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２９号
熊本市東区長嶺西１丁目６－104
破産者　有限会社エフ・シー・ピーカンパニー
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１５号
岡山市南区市場１丁目１番地
破産者　中国水産物販売株式会社
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３９号
（最後の住所）徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字宮ノ本208番地
破産者　亡大久保昌相続財産
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１５９号
香川県高松市茜町２番40－104号　アーバン茜、開始決定時の住所香川県高松市香西本町78番地２
破産者　松浦　　薫
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３１３号
福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目10番３号　ファミリーアイ　102号
破産者　亡永野典彦相続財産
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８１１号
福岡県古賀市鹿部490番地７
破産者　株式会社福岡丸水
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３号
愛知県豊橋市入船町58番地
破産者　株式会社トキ工芸
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部